



広報



ホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

F U S S A

今号の主な記事

4面温泉施設利用割引券を配布 6面市民農園利用者募集 7面みどりのカーテン大作戦 8面市政出前講座
9面都営交通無料乗車券の更新について 10面乳幼児の個別予防接種について 11面下水道使用料の減免について

平成24年(2012年)
4月1日 No. 852

発行/福生市 編集/企画財政部秘書広報課
〒197-8501 福生市本町5
☎042-551-1511 (市役所代表)
毎月1日・15日発行

▼福生市4月の主なイベント▼

7日(土)・8日(日)	第29回ふっさ桜まつり
14日(土)	第17回春のウォーキング大会
22日(日)	福生水辺の楽校

平成24年度施政方針

平成24年度予算案などを審議する第1回福生市議会定例会において、加藤市長が施政方針を述べましたので、お知らせします。なお、文章は紙面に合わせ編集しています。全文は市ホームページに掲載しています。

問合せ企画調整課企画調整担当 ☎551-1528



〈市長施政方針要旨〉

はじめに

東日本大震災では、多くの尊い命が失われ、今も多くの方が避難生活で不自由な生活を送られております。無念にも亡くなられた方々には、この場をお借りして哀悼の意を表すとともに、避難生活をされている方々には、一日も早く元の生活に戻れるよう切に願っております。

国難とも言える災害に対し、福生市といたしましても支援物資の搬送や職員の派遣など、できる限りの支援を行なってまいりました。同時に、我が市の防災対策につきましても、改めて災害に強いまちづくりの必要性を強く感じております。

また、多くの市民の皆さんに、義援金の募金にご協力をいただきました。皆さんの温かいお気持ちに対しまして、改めて感謝いたします。

地域主権改革について

～地方自治の担い手として、職員の意識改革と

政策立案能力の向上に努めます～

国が進める地域主権改革に伴い、昨年の通常国会において2つの一括法が制定され、義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲などが法的に整備されました。

しかし、この改革を進めるうえで極めて重要な、財源の移譲、補助金の一括交付金化などについては、依然として不透明な状況にあります。今後、その動向を注視するとともに、想定される将来の負担や経費の増加などに備え、自らも財源確保に取り組むなど、自律した基礎自治体経営を行なっていく必要があります。

さらに、この法律制定により、多くの権限と事務が東京都から市に移譲されることとなります。市の職員には、この改革に対応するための知識や能力、そして責任が求められます。この流れに速やかに対応できるよう、地方自治の担い手としての意識改革と政策立案能力の向上に努める必要があります。

市政運営を振り返って

4年前、「5つの元気」を行政運営の基本に据えて市政運営を行ない、「このまちに元気を与える!」という強い思いを込め、わがまち福生が活力に溢れ、市民の皆さんのが安全安心に、心豊かに生活し、将来にわたって暮らしたいと思えるまちの実現をお約束しました。

この「5つの元気」の実現に向け、組織面での強化や庁内ワーキングチームの設置など、施策実現のための体制を整えたうえで、具体的な取組み事項を検討し、事業計画に基づき実施してまいりました。

マニフェストに掲げました事項は30項目でしたが、ワーキングチームで検討を加え、最終的には117の施策、事業を実施してまいりました。

5つの元気施策の実施状況について

○「子育てが元気」の分野について

子どもたちの健やかな成長と、安心して子育てができる環境を整えることによって、「子育てをするなら福生」と言われるように、この施策を推進してまいりました。

←平成24年度施政方針の要約をお聞きいただけます。

SPコード専用読み取り装置で、コードの文字情報を音声で聞くことができます。問合せ秘書広報課広報広聴係 ☎551-1529

①多様な保育のニーズに応え、保育事業の充実を図るため、民営化に伴う、つくし保育園の整備助成を行ない、ゼロ歳児等の定員を拡大し、待機児童の解消に努めるとともに、幼稚園と保育所の一元化の流れの中で、認定子ども園誘致促進のための開設準備経費、及び運営費補助金を創設し、牛浜保育所の認定子ども園への移行を支援いたしました。

また、現在、すみれ保育園の民営化の準備を進めておりますが、ゼロ歳児保育の実施、定員拡大などにより、一層の保育事業の充実が図れるものと思っております。

②児童の健全育成の観点から、一部の学童クラブで実施しておりました指導時間延長を全学童クラブに拡大し、児童の放課後対策の充実を図りました。

③都内契約医療機関以外の医療機関、助産所での受診費用を助成する「里帰り等妊婦健康診査費助成金制度」を創設するとともに、母子保健指導の訪問回数を増やすことによって、安心して出産、育児ができる環境整備などを行ないました。

○「お年寄り・障害者が元気」の分野について

高齢者や障害のある方が毎日楽しく生きがいを持って暮らせるよう、この分野を推進してまいりました。

①牛浜駅のバリアフリー化について、東日本旅客鉄道株式会社との交渉の末、事業着手を行ない、平成24年度中に完成する予定です。

②市民の健康増進の観点から、健康ふっさ21による健康づくり推進のため、血圧計等の身体測定機器の購入を行ない、市の主要施設へ設置するとともに、健康づくり推進員の活動を充実するための条件整備や、公園への健康遊具の設置など、健康増進のための環境を整備し、健康づくりの支援を行ないました。

③お年寄りが元気に過ごせるための支援策として、高齢者世帯を対象に家賃助成を行なう「高齢者居住支援特別対策事業」を緊急対策として実施したほか、健康保持のために「高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業」「介護予防フォローアップ事業」などを実施しました。

④障害をお持ちの方への支援策として、就労支援及び相談の窓口を新たに開設するなど、さまざまな形で地域社会に関わっていく体制を整備するとともに、重度の障害をお持ちの方には、福祉センターの特殊浴槽を利用して入浴サービスを提供する「重度身体障害児入浴サービス事業」、また、訪問による入浴サービスを行なう「重度身体障害者(児)訪問入浴サービス事業」を実施しました。

○「教育が元気」の分野について

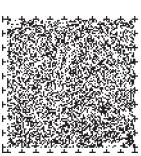
教育委員会の主体性を尊重するとともに、適切な支援を図りました。

①平成20年度に教育センターを開設し、教職員の研究・研修機能、教育相談機能、そして児童・生徒の適応支援の機能を併せ持った総合的な教育機関としての運営を始め、平成21年度には、改修した旧第四庁舎にリニューアルオープンした「子ども応援館」に、教育相談機能、適応支援の機能を移し、同時に移設した子ども家庭支援センターとともに、子どもと家庭への支援を行ないました。

②児童の安全な見守りの中で、放課後を安心して楽しくすごせる「学び・体験・交流」の場、ふっさっ子の広場を市内小学校全校に開設しました。

○「まちが元気」の分野について

①元気がある商店街づくりのため、商店街の空き店舗情報の発信、及び新規開業を誘導するための情報対策事業費を商工会補助金に新たに加えるとともに、中小企業振興資金融資制度の見直しを行ない、融資限度額の引き上げ、融資条件の緩和、金利負担の軽減などを実施し、経済不況下での中小企業支援の充実を図りました。**[2面へ続く]**



【1面から続く】

②シティセールス推進の観点から、映画などのロケ撮影の受入れ体制を強化し、支援サービスを充実していくことで、ロケ誘致の促進を行ない、メディアへの露出機会を創り出すとともに、ロケに関連した市内事業者の事業機会を創出してまいりました。さらに新たな特産品「福生ドッグ」のブランド確立のため、PR、普及促進を行なっております。

そして、平成22年度に観光案内所「くるみる ふっさ」を開設し、地域ブランドを発信してまいりました。現在は、次世代モビリティ活用モデル事業のメインステーション「まちなかおもてなしステーション」に移転し、観光案内機能の継続を図るとともに、併せて買い物弱者への支援として、買い物支援サービスの実証実験を開始しました。



③地球温暖化対策として、緑の基本計画に基づき、原ヶ谷戸地区緑地を借り上げて緑の保全に努めるほか、環境自治体スタンダード（LAS-E）により、CO₂の削減に向け、全庁を挙げて積極的に取り組んでおります。

なお、経費削減と環境への配慮という観点から、特定規模電力事業者、いわゆるPPS事業者の導入を進めており、この3月から市内小中学校の電力供給について、PPS事業者と契約することにいたしました。今後は他の施設にも導入を進める予定です。

④都市基盤施設整備では、市道第1160号線道路改良事業として、宿橋通りの改良工事に着手しており、今後、街路整備、電線類の地中化工事を行なっていきます。

○「スリムな市役所が元気」の分野について

効率的で効果的な行政運営を行なうことを念頭に置き、市民サービスの向上と事務事業の効率化を図りました。

①福生保育園の民営化、自転車駐車場、熊川地域・福生地域体育館、市民会館への指定管理者制度の導入などを実施いたしました。

その効果額の一部を申し上げますと、福生保育園の民営化においては、公設時の所要経費より約4,700万円の経費が削減でき、指定管理者の導入においては、市直営と比較し、約2,840万円の経費を削減することができました。②市職員数について、組織編制の見直し、アウトソーシングの推進などにより、平成20年度からの4年間で、395人だった職員数を平成23年度当初で375人に削減しました。さらに、職員給与のマイナス改定、超過勤務の大幅な圧縮などを行なった結果、職員人件費は、同じく4年間で約3億4,364万円、8.8%の圧縮を見込んでいます。

このように、既存の事務事業を見直し、評価、点検を行なうとともに、民間でできることは民間にお任せするアウトソーシングを進め、市役所のスリム化を図りました。

なお、分権型社会においては、自らの責任で自己選択、自己決定をし、自律したまちづくりを行なわなければなりません。また、公共サービスの領域の広がりに伴い、「新しい公共」という概念が生まれ、公共サービスの提供を市民活動団体、NPO、民間企業などとの協働で進める必要があります。

以上が「5つの元気」施策として実施した施策、事業の一部ですが、ここで一つの区切りとして検証をして見ますと、市民の皆さんにお約束した事項のすべてにわたり着手ができ、効果的に実施ができたものと思っております。

横田基地の問題について

～横田基地の態様の変化に注視をしてまいります～

この問題について申し上げる前に、昨年の東日本大震災に際して、米軍が行ないました人道的な支援活動に対し、日本国民の一人として心から感謝していることを、まずは述べさせていただきます。

現在の横田基地の状況ですが、米軍再編に伴う航空自衛隊航空総隊司令部の移駐準備も大詰めを迎えております。本年4月からは、航空自衛隊横田基地が新たに誕生しますが、在日米軍の第5空軍司令部との併置となることから、日米が共同で使用する基地として、その態様も大きく変化することが予想されます。

日米共同統合運用調整所が設置されることで、日米双方の司令部組織間の連携や、相互運用性の向上が図られ、今までの米軍の司令部機能、及び輸送中継機能を有する基地から、日本の防空及びミサイル防衛の機能を持った基地となり、ますます重要な防衛施設に位置づけられることになります。

私は、基地問題について考える時、当面は、基地は動かし難いとの前提に、現状を超える更なる基地機能の強化は容認できないと申し上げてまいりました。

航空総隊司令部等の移駐後においても、新たな航空機部隊及び航空機の移

駐の予定はないと確認をしていますが、今後も横田基地の態様の変化には、注視をしてまいります。

一方、横田基地内隊舎への自衛隊員の入居は、3月中には完了の見込みでございます。入居人数は約200名の予定と聞いておりますが、市への経済効果への期待と担税力のある市民の確保という観点から、その他にもできるだけ多くの隊員に福生市内に住んでいただくことを望んでおります。

なお、昨年「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の一部が改正され、特定防衛施設周辺整備調整交付金、いわゆる9条交付金は、公共用施設の整備に加え、ソフト事業に要する費用も交付対象とされ、合わせて2年度以上にわたり継続して実施する事業に関しては、基金での運用が可能となっています。

今まで、基地の存在に起因する諸問題については、万全の対策を期すよう関係機関に要請してまいりましたが、この9条交付金についても、幾度と無く要請してまいりました。その結果、平成23年度の交付額は、対前年比で7,381万2千円、25.7%増の3億6,074万4千円と大幅な増額となり、平成24年度においても、ほぼ同額の交付額を見込んでいます。

平成24年度予算について

～事務事業の見直しや人件費の抑制、経常経費の削減などの

歳出抑制に努めます～

予算編成に当たりましては、依然として厳しい財政状況の中、将来の財政需要への対応を考慮した、長期的な視点に立って編成いたしました。

財政調整基金の取崩しや、臨時財政対策債の借入れを可能な限り圧縮するとともに、景気低迷による市税収入の大幅な減収が見込まれることから、事務事業の見直しや職員人件費の抑制、また、例年の予算要求枠配分方式に、新たに補助金を加え経常経費の削減に取り組むなど、歳出の抑制に努めています。

しかし、収支に不足が生じたため、市民サービスの低下を招かないよう、臨時財政対策債6億円を借り入れし、収支の均衡を図ることといたしました。

一般会計の新年度予算の規模ですが、前年度比で2.0%、4億3,300万円の増額を見込んでいます。

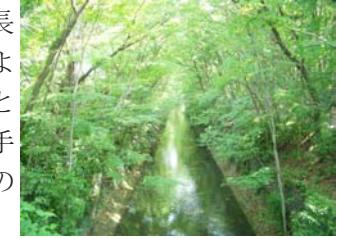
○歳入について

依然として続く景気の低迷により、市税収入を2.9%、約2億2,830万円の減額としましたが、地方交付税は、0.3%、900万円の増額、国庫支出金では、子ども手当の制度変更による減はありますが、防衛施設周辺道路整備事業補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増などにより、全体では、1.4%、約5,507万円の増額、都支出金では、緊急雇用創出事業臨時特例補助金などの減があるものの、すみれ保育園建設に伴う保育所緊急整備事業補助金の増などにより、全体で3.0%、9,309万円の増額を見込んでいます。

○歳出について

昨年より、災害対策の取組みを進めていますが、更に充実する必要があるとの思いから、平成24年度の組織改正により、総務部、安全安心まちづくり課に主幹職を含めた2名の職員を増員するとともに、福生市地域防災計画の修正、及び災害時における福生市事業継続計画の策定など、災害対策関連の予算を充実しました。また、災害時に市民の皆さんを守るために、要援護者システムの導入のほか、消防団の装備・設備の充実、特定緊急輸送道路沿道建物の耐震助成などを予定し、新規・レベルアップ事業として予算計上しています。

さらに、老朽化が進んでいる市内公共施設は、長寿命化のための改修が必要であることはもとより、災害時には市民の皆さんの緊急的な避難所としての役割もあり、改修計画に基づき改修に着手します。まずは、保健センターと、わかぎり会館の改良事業を実施します。



一方、景気低迷を反映して被保護世帯の増加が見込まれ、生活保護費の増がありますが、子ども手当の制度変更による減などにより、扶助費全体では3.3%、約2億2,335万円の減額を見込んでいます。

また、人件費においては、職員人件費がマイナス改定、退職手当負担金の負担率の減などにより、約1億149万円の減額、職員人件費以外では、議員年金廃止に伴う議員共済会負担金の減などにより、約2,986万円の減額で、人件費全体では、3.2%、1億3,135万円の減額を見込んでいます。

そして、普通建設事業費においては、牛浜駅自由通路整備事業、すみれ保育園建設費補助金の増などにより、62.1%、約8億9,506万円の増額となっています。

結び

市長に就任以来、市民の皆さんのが幸せに暮らすことができ、このまちに住んでよかったです、住み続けたいと思えるまちにするため、ただひたすら、一意専心、全力投球で邁進してまいりました。残りの任期につきましても、最後まで全力投球で全うする所存です。

図書館嘱託員募集

市内の地区別空き巣・ひったくり発生状況 (平成24年2月末現在)				
	面積(km ²)	空き巣狙い	前月末比	ひったくり
本町	0.16			
志茂	0.28	1		
牛浜	0.23			
武藏野台	0.49			
福生	1.80			
熊川	2.57	3		
北田園	0.32	1		
南田園	0.41	1		
加美平	0.61			
東町	0.05			
合計	6.92	6		0

春の全国交通安全運動
4月6日(金)～15日(日)

メインストローガン「やさしさ
が走るこの街 この道路」
この運動は、市民に交通

福生市消防団訓練のお知らせ
課地域安全係 551-1691



実施場所

収納課からのお知らせ

▼納税は便利な口座振替を!～うっかり忘れにも延滞金がかかります～
市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は納期限を過ぎると延滞金(年14.6%)が課されます。

そこで、市では市・都民税(特別徴収、法人市民税は除く)、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付に口座振替をお勧めします。指定の預金口座から各納期限に自動的に振り替えます。納める手間が省け、納め忘れもなく便利です。

【申込み方法】市役所、取扱金融機関窓口でお申し込みください(預金通帳の届印が必要です)。収納課にお電話をいただければ口座振替依頼書を郵送します。また、市ホームページからも用紙をダウンロードできます。

【申込み期日】申込みのおおむね一か月半以降の納期限より振替ができます。今から申し込まなければ、平成24年度の各税第1期の振替から利用可能です。

【取扱金融機関等】埼玉りそな銀行、三井住友信託銀行、東京都民銀行、東和銀行、東日本銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、青梅信用金庫、西武信用金庫、多摩信用金庫、中央労働金庫、大東京信用組合、西多摩農業協同組合、東京都信用農業協同組合連合会及び東京都内の各農業協同組合、ゆうちょ銀行・各郵便局

▼インターネット公売の結果について

平成24年3月に行なわれたインターネットによる滞納市税等の差押物件の公売は、次のとおり落札されました。

【差押物件】液晶テレビ(シャープLEDアクオス 32インチ)

・最低見積価格10,000円・落札価格30,000円・入札件数14件

【差押物件】バイク①(ホンダスペイシー100cc)

・最低見積価格20,000円・落札価格60,500円・入札件数11件

※他にもDVDプレーヤー、バイク等をあわせて11件が落札されました。

問合せ 収納課 551-1578

安全安心まちづくり

▼地域の目で子どもの安全を見守りましょう
4月は入学や進級の時期です。特に小学1年生になつたばかりの児童は、登下校の時など、今までに比

るものの写しを持参のうえ、市役所第一棟5階職員

課人事係 551-1589へ。

が履歴書(写真貼付)及び資格を有することを証明でき

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の仮徴収が開始されます

国民健康保険の納税義務者や後期高齢者医療制度加入者で特別徴収となる条件を満たしている方については、支給される年金から納めていただく特別徴収（年金からの徴収）を行なっています。特別徴収対象者は、年6回の年金支給月ごとに納付していただくことになります。

また、平成24年4月から、新たに特別徴収を開始される方は、次のとおりです。

・国民健康保険の納税義務者

平成23年10月1日までに65歳になった世帯主の方で特別徴収となる条件を満たした方。対象の方については、3月中旬に通知を発送しました。

・後期高齢者医療制度加入者

平成23年10月1日までに75歳になった方で特別徴収となる条件を満たした方。対象の方については、4月上旬に通知を発送します。

問合せ 保険年金課保険年金係☎551・1640、後期高齢医療係☎551・1767

特別徴収（年金からの徴収）

1期	2期	3期	4期	5期	6期				
4月	6月	8月	10月	12月	2月				
(仮徴収)		(本徴収)							
<すでに特別徴収になっている方>									
2月に徴収された金額確定した国民健康保険税または後期高齢者医療保険料から仮徴収済額（4月・6月・8月に徴収した額）を差し引いた残額の3分の1の額を各期で徴収									
<4月から特別徴収になる方>									
前年度国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を基に仮算定した年税額の6分の1の額を各期で徴収									

年金だより

■平成24年度の国民年金保険料

平成24年4月分から平成25年3月分までの国民年金保険料は、月額14,980円です。

保険料を納め忘れてしまうと、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合がありますので、納付期限（翌月末日）までに納めてください。

■学生納付特例をご利用ください

20歳以上の方は学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

学生の方で本人の前年の収入が一定額以下の場合は、「学生納付特例制度」を申請すると在学中の保険料の納付が猶予されます。

申請を行なわず保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故等で障害が残ってしまったとき、障害基礎年金等を受けることができなくなります。保険料の納付が困難な学生の方は、申請してください。

申請時に必要なもの年金手帳（20歳の加入手続きをする方は不要）、学生証、認印（本人が署名する場合は不要）

申請・問合せ 保険年金課保険年金係☎551・1670

国保だより

■高齢受給者証の負担区分は1割のまま受診できます！

70歳から74歳の方で、一部負担金の割合が2割（平成24年3月31日まで1割）の高齢受給者証をお持ちの方は、平成24年4月1日以降も1割となります。平成24年4月1日から適用になる高齢受給者証を3月中旬に送付ましたが、届かなかった場合でも、一部負担金は1割で受診できます。

■手続きをお忘れなく！

こんなときは、必ず届け出をお願いします！

・会社等の健康保険に加入、脱退したとき

・転入、転出したとき

・転居したとき

・氏名を変更したとき

・生活保護開始または廃止されたとき

※とくに4月は新たに就職、退職される方が多い時期です。健康保険が変更になる方は、14日以内に届け出をお願いします。

■収入がなくても申告は必要です！

市・都民税の申告または確定申告はお済みでしょうか。収入がなくても、必ず申告を行なってください。申告をしないと、収入がない方に適用される国民健康保険税の軽減を受けることができません。また、一か月あたりの医療費の限度額が引き上げられ、適正な高額療養費の支給を受けることができなくなります。

問合せ 保険年金課保険年金係☎551・1640

●●保険料の決め方●●

保険料の増加抑制策を講じてもなお、一定のご負担をお願いせざるをえないこととなりました。

保険制度の安定的な運営のため、ご理解をお願いします。

保険料の算定にあたっては、確定申告をはじめ所得の申告などにより決定します。この申告等がないと保険料の軽減も受けられませんのでご理解ください。

問合せ 保険年金課後期高齢医療係☎551・1767

◆会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方は、所得割額が無料となり、均等割額が9割軽減された額のみとなります。

◆保険料の計算例（保険料額は100円未満切捨て）

【ケース1】単身世帯の本人の収入が年金のみの場合 (円)

年金収入額	80万円	160万円	200万円	240万円
軽減率	9割軽減	8.5割軽減	2割軽減	軽減なし
均等割額	4,010	6,015	32,080	40,100
軽減率	—	100%	50%	軽減なし
所得割額	0	0	19,246	71,253
保険料額	4,000	6,000	51,300	111,300

【ケース2】夫婦二人世帯で、本人の収入が年金のみ、配偶者の収入が年金80万円の場合 (円)

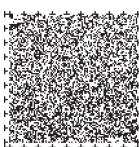
本人の年金収入額	80万円	120万円	170万円	200万円
軽減率	9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減
均等割額	4,010	6,015	20,050	32,080
本人の保険料	—	—	75%	50%
所得割額	0	0	3,480	19,246
保険料額	4,000	6,000	23,500	51,300
配偶者の保険料	—	—	9割軽減	8.5割軽減
均等割額	4,010	6,015	20,050	32,080
所得割額	0	0	0	0
保険料額	4,000	6,000	20,000	32,000

※配偶者は、年金収入が80万円であることから、所得割額はかかりません。

届け出の必要な場合

手続きに必要なもの

国民健康保険に加入する	
※届出人の身分証明書（免許証、住基カードなど顔写真付きのものは1点、キャッシュカードなど顔写真がないものは2点必要になります）を必ずお持ちください。	
市内に転入してきたとき	印鑑、転出証明書
会社等の健康保険をやめたとき	印鑑、健康保険の離脱証明書（単身の場合は退職証明書または離職票でも可）
健康保険の扶養家族でなくなったとき	印鑑、健康保険の離脱証明書
生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、通帳（口座番号がわかるもの）、母子手帳、出産時の領収書
国民健康保険をやめる	
市外へ転出するとき	印鑑、保険証
会社等の健康保険をやめたとき	印鑑、今までの国保・新しい健康保険の保険証（または資格証明書）
健康保険の扶養家族になったとき	印鑑、今までの国保・新しい健康保険の保険証（または資格証明書）
生活保護を受けることになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
死亡したとき	印鑑、保険証、会葬礼状の写しなど
加入者の内容の変更をする	
住所・世帯主・続柄・氏名などが変わったとき	印鑑、保険証、届出人の身分証明書
その他	
後期高齢者医療制度の対象となったとき	手続きは不要です。※75歳の誕生日までに新しい保険証が送付されます。
保険証を紛失したとき	印鑑、届出人の身分証明書
就学のため、学生が親元を離れ市外に転出するとき	印鑑、在学証明書、保険証、転出先の住民票の写し、届出人の身分証明書
※外国籍の方は、外国人登録カードをお持ちください。	
※上記以外に書類が必要な場合があります。	



ハローワーク青梅・出張就職相談
ハローワーク青梅の経験豊富な職業指導官による職業相談・職業紹介を行なっています。ご利用ください。

問合せ商工会館2階
日時4月18日(水)午後1時30分
い。※予約不要
課産業活性化グループ
551

参加条件
一年生のツル性の
お渡しします。賞は一人につき1つです。

「我が家のちっちゃな工コ自慢」
参加者を募集します！
第10回ふっさ環境フェスティバル～水と緑と福を生む～
【育成エピソード部門（エピソード・アピールで判定）】
【みどりのカーテン部門（写真で判定）】

各家庭で、これはと思う
植物を育てている方。カーテンの大きさ、植物の種類は不問。
皆さんのがごろのちょっとした工夫・知恵などを教えてください。

ごみに関するお知らせ

▼使用済紙おむつの出し方が変わります

4月2日(月)から、使用済み紙おむつは従来のおむつ専用袋のほか、透明または半透明の袋で出すことができるようになりました。その際、袋の表面に油性ペンなどで“おむつ”と表記してください(家庭ごみを混ぜないでください)。

▼平成24年度版ごみ・リサイクルカレンダーは届きましたか？

まだ届いていない方や、2部以上必要な方は、環境課ごみ対策係へ連絡をお願いします。また、共同住宅用カレンダーや外国语版パンフレットも窓口に用意しています。

問合せ環境課ごみ対策係 551
・1731

～多摩川で遊ぼう！～ 参加者募集

市内の多摩川で自然体験活動をします。年間を通じた活動で登録制(無料)です。登録希望の方は申込用紙を市役所1階11番環境課まで提出してください。また、参加は電話でお申し込みください。

対象中学3年生まで(ただし未就学児は保護者同伴)

申込み「24年度水辺の楽校申込用紙」(市ホームページからダウンロード、または、環境課で配付)に必要事項を記入のうえ提出ください。

①福生水辺の楽校 多摩川で遊ぼう！参加者募集

▼4月の活動「春を食べよう～ヨモギ団子作り～」

日時4月22日(日)午前9時～11時30分

集合場所川の志民館

持ち物お箸、お皿

②福生水辺の楽校 多摩川サポートーズ参加者募集「多摩川バードウォッチング」

日時4月22日(日)正午～午後2時

集合場所川の志民館

持ち物お弁当(①から引き続き参加される方)

申込み①②に参加希望の方は、4月18日(水)までに電話・メール(f-kankyo@city.fussa.tokyo.jp)でお申し込みください。

問合せ環境課環境係 551
・1718

平成24年度 福生水辺の楽校 多摩川で遊ぼう！

日程	活動テーマ	活動場所
4月22日(日)	ヨモギ団子を作って食べよう	多摩川中央公園
5月13日(日)	多摩川の魚を捕まえよう	多摩川中央公園
6月3日(日)	プールのヤゴ救出作戦	市営プール
7月8日(日)	カワラノギクをまもろう	永田地区
7月22日(日)	多摩川の源流へ行こう	小菅村
8月25日(土)	いかだで冒険、多摩川で泳ごう	多摩川中央公園
9月9日(日)	バッタをゲット	多摩川中央公園
10月14日(日)	多摩川の魚を捕まえよう	かに坂公園
11月11日(日)	多摩川バードウォッチング	永田地区
12月9日(日)	ネイチャークラフトづくり	多摩川中央公園
平成25年1月上旬	河原のごみ拾い&餅つき大会	桜公園
平成25年2月17日(日)	手作り凧あげ	川の志民館

平成24年度 多摩川サポートーズ

日程	内容	活動場所
4月22日(日)	バードウォッチング	多摩川中央公園
8月25日(土)	いかだを作ろう	多摩川中央公園
9月23日(日)	多摩川上流部に行こう	奥多摩湖周辺
平成25年3月上旬	マス・ヤマメ釣り教室	南公園

就業支援のお知らせ

①34歳以下対象「実践！採用担当者に選ばれる応募書類＆面接対策講座」

内容1日目・応募書類対策講座、2日目・面接対策講座

日時4月25日(水)・26日(木)午後1時30分～4時30分

定員各先着30人(予約制)

②30～54歳対象「実践！採用されるための応募書類・面接対策講座」

日時4月11日(水)午後1時～5時

定員先着50人(予約制)

③55歳以上対象「自分を活かす！再就職対策講座」

日時4月18日(水)午後1時30分～4時30分

定員先着50人(予約制)

日時4月18日(水)午後1時30分～4時30分

みどりのカーテン大作戦年間予定

▼みどりのカーテン講習会を行ないます

ゴーヤなどの植物で作ったカーテンの写真等で、コンテストを行ないます。育てた植物の写真とエピソードをお待ちしています。

部門

みどりのカーテン部門(写

【育成エピソード部門（エピソード・アピールで判定）】

【みどりのカーテン部門（写

組んでみませんか。

植物を育てている方。カーテンの大きさ、植物の種類は不問。皆さんのごろのちょっとした工夫・知恵などを教えてください。

エコの取組みや、効果があると思う取組みを発表してくださる方を募集します。

皆さんのがごろのちょっとした工夫・知恵などを教えてください。

応募締切4月27日(金)

申込み電話または直接環境課環境係 551・1718へ。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律」に基づく告示の公示について

法律の改正により、市が

▼みどりのカーテン講習会を行ないます

4月1日以降の環境基本法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法の地域の指定、規制基準等を告示する

こととなりました。

詳細は、市役所内の掲示

場所市ホームページをご覧

申込み4月5日(木)から電話

申込み4月5日(木)～7月31日

または直接環境課環境係へ。

ごとに2人世帯枚数に可

能です。※年度途中で申請

10枚を加算した枚数を交付

度)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税

世帯全員の市民税が非課税

(1級)の交付を受けていて、世帯全員が特別の理由がある

と認めた場合

（印鑑）

（1人世帯）可燃用小袋1枚、不燃用小袋20枚

（2人世帯）可燃用中袋1枚、不燃用中袋20枚

（3人世帯以上）1人増え

るごとに2人世帯枚数に可

能です。※年度途中で申請

した場合は、月割りで交付

します。※年度途中で申請

10枚を加算した枚数を交付

します。※年度途中で申請

10枚を加算した枚数を交付

します。※年度途中で申請

10枚を加算した枚数を交付

いて、世帯全員の市民税が非課税

（印鑑）

必要な物【証書等】①生活保護法適用証明書②児童扶養手当証書④遺族基礎年金証書⑤身体障害者手帳⑥愛の手帳

（印鑑）

狂犬病予防注射と新規登録のご案内

狂犬病は発症すると、致死率100%の恐ろしい感染症で、犬には登録と年に一度の狂犬病予防接種を受けることが義務付けられています。登録や予防接種をしていない犬、鑑札と注射済票を装着していない犬は捕獲・抑留の対象になります。

【狂犬病予防集合注射のお知らせ】

平成24年度狂犬病予防集合注射を実施します。接種は動物病院でもできますが、右表の日程で市内を巡回しますので、お近くの会場でお受けください。なお、次の①～③の事項をお守りいただけない時は、注射を遠慮いただく場合もあります。

①注意事項

- ・当日都合が悪い方は、動物病院でお受けください。
- ・犬の体は清潔にしてからくるようお願いします。
- ・会場でオシッコをしないようにしてください。

- ・犬のフンは必ず持ち帰ってください。
- ・2週間以内に人をかんだ犬は接種できません。
- ・会場内での犬同士の接触に伴う傷病等については責任を取りかねますので、会場には、犬を自由に扱える方が連れてきてください。

②持ち物

- ・狂犬病予防注射のお知らせはがき(狂犬病予防注射済票交付票)

・注射代及び済票交付手数料3,550円※注射料金は動物病院で受ける場合と異なる場合があります。※当日の新規登録は原則行ないませんので、事前に保健センターで登録を済ませてください。(登録手数料3,000円)

③接種にあたり

飼い犬の狂犬病予防接種にあたって、以下に当てはまることがありましたら、接種ができない可能性があります。当日の接種を控えるか、当日、獣医

- 師に必ずご相談ください。
- ・元気がない。食欲がない。下痢、嘔吐等体調が悪い
- ・現在病気を治療中。または、妊娠中、授乳中
- ・過去に予防接種で具合が悪くなった
- ・1年以内にてんかんの発作をおこしている
- ・1か月以内に他の予防接種を受けた

問合せ保健センター ☎ 552-0061

平成24年度 狂犬病予防注射(集合注射)日程			
日程	場所	時間	
4月19日 (木)	熊川地域体育館	午前10時～10時30分	
	明神下公園	午前10時50分～11時20分	
	熊牛会館	午後1時～1時30分	
	保健センター	午後2時～2時40分	
4月20日 (金)	福東公園	午前10時～10時30分	
	福生公園	午前10時50分～11時30分	
	加美平南公園	午後1時～1時30分	
	中央体育館	午後1時50分～2時20分	

胃・肺がん検診(5月)

原則としてセットでお申し込みください。

日時 5月17日(木)午前9時～正午

場所 保健センター

対象 市内に住所を有する35歳以上の方(平成24年4月1日現在)

申込み方法 往復はがき※4月11日(火)当日消印有効

◆次の方は受診できません。

●1年内に胃・肺を手術した方 ●現在、胃・肺または十二指腸を治療中または経過観察中の方 ●胃・肺の検査、受診後1年を経過しない方 ●妊娠中の方

◆次の方はお申込みをされる前に保健センターへご連絡願います。

●1年内に手術をした方 ※当日の問診結果に

よっては検診が受診できない場合があります。

定員 90人※定員を超えた場合は、市で実施する胃・肺がん検診を未受診の方を優先のうえで抽選

検診方法 検診車による集団検診。バリウム投与・胃間接撮影。胸部X線直接撮影。喀痰検査(必要な方のみ)

費用 無料※検査の結果、精密検査や治療が必要となった場合の費用は自己負担

往復はがきの書き方

【往信・表】〒197-0011福生市福生2125番地3福生市保健センター【往信・裏】①住所②氏名③生年月日④年齢⑤電話番号⑥胃・肺がん検診希望

【返信・表】ご自分の住所・氏名【返信・裏】無記入

※往復はがき1枚につき1名の申込みです。往復はがきの記載内容に不備があると受診できません。

問合せ保健センター ☎ 552-0061

保健センターからのお知らせ

妊婦超音波検査の年齢制限がなくなります

妊婦超音波検査受診票は4月1日より年齢制限がなくなります。次の方は妊婦超音波検査受診票(1回分)を交付しますので保健センターへお越しください。

対象 平成23年度中に妊娠届出をし、妊婦超音波検査受診票の交付を受けておらず、4月1日現在出産に至っていない妊婦(出産に至る前の早めの申請をお勧めします)。

持ち物 身分証明書・母子健康手帳・印鑑

※すでに出産した方や母子健康手帳交付時に妊婦超音波検査受診票の交付を受けた方は対象外

問合せ保健センター ☎ 552-0061

乳幼児の個別予防接種について

三種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風)、MR(麻疹・風疹)混合、麻疹(はしか)、風疹、日本脳炎は、市内指定医療機関(右表)で個別に接種となります。各医療機関の予防接種受付時間内に母子健康手帳とBCG接種の際に配布された予防接種ノートの中にある予診票を持って、直接医療機関で接種してください。(一部医療機関は要予約です。)

※各予防接種の詳細は予防接種ノート等をご覧ください。また福生市内へ転入された方、紛失等で予防接種ノートが手元にない方は、母子健康手帳を持参し、保健センターで交付を受けてから受診してください。

対象年齢

【三種混合】(全4回)…3か月～7歳6か月未満

【MR(麻疹・風疹混合)】(全2回)…1期1歳～2歳未満、2期5歳～7歳未満(小学校就学前1年間のみ)

【日本脳炎】(全3回)…3歳～7歳6か月(※接種差控え時期の対象者は19歳まで)

問合せ保健センター ☎ 552-0061

表中の備考注: MR2期、3期、4期の予防接種は行ないますが、1期の予防接種は行ないません。

※医療機関により、表内の予防接種受付時間と一般診療の受付時間が異なることがあります。

医療機関名	所在地	電話番号	受付時間		受付	定期予防接種別					
			午前	午後		三種混合	M R	麻しん	風しん	日本脳炎	二種混合
青山医院	福生656-1	530 ・3011	午前9時～ 11時30分	午後3時～6時 ※土は2時～3時30分	月火水金土	○	○	○	○	○	○
牛浜内科クリニック	志茂62	539 ・1951	午前9時～ 11時30分	午後3時～5時30分 ※土は休診	月火水金土	○	○	○	○	○	○
岡村クリニック	福生886-4	530 ・5644	午前9時～ 11時45分	午後3時～5時45分 ※土は休診	月火水金土 (予約制)	○	○	○	○	×	○
笠井クリニック	加美平1-15-6 フルヤビル1F	551 ・6611	午前9時～ 正午	午後3時～6時30分 ※土は休診	月火木金土	○	○	○	○	○	○
桂川内科医院	熊川428	552 ・1031	午前8時30分～ 11時30分	午後3時30分～5時50分 ※木・土は休診	月～土	○	○	○	○	○	○
木野村医院	牛浜130	551 ・0283	午前9時～ 11時30分	午後4時30分～ 6時30分	月～金	×	○	×	×	×	○
熊川病院	熊川154	553 ・3001	午前9時～ 11時30分	午後1時～4時30分 ※金は休診	月～土	○	○	×	×	○	○
島井内科小児科クリニック	牛浜118-1コートエレガンス2F	553 ・6151	午前9時30分～ 午後0時30分	午後2時30分～6時30分 ※水・土は休診	月～土	○	○	○	○	○	○
すみれ小児クリニック	本町82-3	553 ・0691	午前9時～ 11時30分	午後3時～5時30分 ※土は休診	月水金土	○	○	○	○	○	○
セザイ皮フ科クリニック	本町7-1ブリマヴェール2F	551 ・7889	午前8時40分～ 午後0時30分	午後2時40分～6時 ※火は2時30分～5時30分、土は休診	月火水金土	○	○	○	○	○	○
大聖病院	福生871	551 ・1311	午前11時～ 正午	-	月～土	○	○	○	○	○	○
津田クリニック	福生二宮2461	513 ・3656	午前9時～ 11時30分	午後3時～5時30分 ※木・土は休診	月～土	×	○注 1期×				○
田園皮フ科クリニック	南田園1-14-25	552 ・8779	午前9時～ 11時30分	午後3時～6時 ※土は2時～4時30分	月火木金土	○	○	×	×	○	○
西村医院	熊川927	553 ・0182	午前8時30分～ 11時30分	午後3時～6時30分 ※木は休診	月～土	○	○	○	○	×	○
東福生むさしの台クリニック	武藏野台1-1-7セントチャーリー武藏野台1F	539 ・1223	午前9時～正午	午後3時～6時 ※土は休診	月火木金土	○	○	○	○	○	○
ひかりクリニック	志茂35-1	530 ・0221	午前9時～正午	午後4時～6時	月～日	○	○	○	○	○	○
公立福生病院	加美平1-6-1	551 ・1111	-	午後1時30分～2時	水(予約制)	○	○	○	○	○	○
福生団地クリニック	南田園2-16福生団地12-111	539 ・3026	午前9時～ 午後1時	午後3時30分～6時30分 ※土は休診	月火木金土	○	○	○	○	○	○
山口外科医院	志茂233	553 ・1177	午前9時～ 11時30分	午後3時～6時 ※土日は休診	火～日	○	○	○	○	○	○
渡辺医院	熊川452	553 ・0815	午前9時～ 11時30分	午後3時～5時 ※土日は休診	月火木～日	○	○	×	×	○	×

「いちねんせいコーナー」

～おすすめ本の展示～

▼青年学級にじのはらっぱ ボランティア募集！

入園・入学する子どもたちが楽しめる本や役立つ本をたくさんそろえています!! 新しいスタートにぜひ図書館をご利用ください。

展示場所各図書館	問合せ各図書館へ。
中央	☎ 553-3111
わかぎり	☎ 552-7421
わかたけ	☎ 551-0083
武藏野台	☎ 553-8881

青年学級にじのはらっぱ 参加者募集

青年学級にじのはらっぱは、知的障害を持つ青年たちの学習と仲間づくりに向けた月2回活動しています。

特別な知識や経験は必要ありません。「にじのはらっぱ」の仲間の一員として、一緒に活動してみませんか?

【昨年度の活動例】調理活動・工作活動・合宿・館外研修など

中央体育館事業 アロマセルフコンディショニング

※登録費用・参加費無料 詳細は市ホームページ内の「ふっさっ子の広場」のページをご覧ください。

問合せ生涯学習推進課地域教育支援係 ☎ 551-1958

実施時間原則として月～金曜日の放課後(午後1時以降)※夏時間(4～9月)は午後6時まで。冬時間(10～3月)は午後5時までとなります。

3月15日号をご覧ください。

アロマの香りに癒されながら、足裏のツボ・反射区の刺激方法、正しい呼吸方法、リンパマッサージの方法を学びながら体調改善を行なっていきます。頑張らないエクササイズなので、どなたでも参加できます。

放課後子ども教室「ふっさっ子の広場」

アロマの香りに癒されながら、足裏のツボ・反射区の刺激方法、正しい呼吸方法、リンパマッサージの方法を学びながら体調改善を行なっていきます。頑張らないエクササイズなので、どなたでも参加できます。

【放課後子ども教室「ふっさっ子の広場」】

活動日 5月13日～平成25年3月までの月2回・日曜午後3時

対象 高校生以上の方（市外の方も歓迎です）

場所 公民館本館ほか

時間 原則として午前10時～午後3時

問合せ 公民館事務所 ☎ 552-2118

※登録費用・参加費無料 詳細は市ホームページ内の「ふっさっ子の広場」のページをご覧ください。

問合せ生涯学習推進課地域教育支援係 ☎ 551-1958

実施時間原則として月～金曜日の放課後(午後1時以降)※夏時間(4～9月)は午後6時まで。冬時間(10～3月)は午後5時までとなるります。

3月15日号をご覧ください。

アロマの香りに癒されながら、足裏のツボ・反射区の刺激方法、正しい呼吸方法、リンパマッサージの方法を学びながら体調改善を行なっていきます。頑張らないエクササイズなので、どなたでも参加できます。

【放課後子ども教室「ふっさっ子の広場」】

活動日 5月13日～平成25年3月までの月2回・日曜午後3時

対象 高校生以上の方（市外の方も歓迎です）

場所 公民館本館ほか

時間 原則として午前10時～午後3時

問合せ 公民館事務所 ☎ 552-2118

※登録費用・参加費無料 詳細は市ホームページ内の「ふっさっ子の広場」のページをご覧ください。

問合せ生涯学習推進課地域教育支援係 ☎ 551-1958

実施時間原則として月～金曜日の放課後(午後1時以降)※夏時間(4～9月)は午後6時まで。冬時間(10～3月)は午後5時までとなるります。

3月15日号をご覧ください。

アロマの香りに癒されながら、足裏のツボ・反射区の刺激方法、正しい呼吸方法、リンパマッサージの方法を学びながら体調改善を行なっていきます。頑張らないエクササイズなので、どなたでも参加できます。

【放課後子ども教室「ふっさっ子の広場」】

活動日 5月13日～平成25年3月までの月2回・日曜午後3時

対象 高校生以上の方（市外の方も歓迎です）

場所 公民館本館ほか

時間 原則として午前10時～午後3時

問合せ 公民館事務所 ☎ 552-2118

※登録費用・参加費無料 詳細は市ホームページ内の「ふっさっ子の広場」のページをご覧ください。

問合せ生涯学習推進課地域教育支援係 ☎ 551-1958

実施時間原則として月～金曜日の放課後(午後1時以降)※夏時間(4～9月)は午後6時まで。冬時間(10～3月)は午後5時までとなるります。

3月15日号をご覧ください。

アロマの香りに癒されながら、足裏のツボ・反射区の刺激方法、正しい呼吸方法、リンパマッサージの方法を学びながら体調改善を行なっていきます。頑張らないエクササイズなので、どなたでも参加できます。

【放課後子ども教室「ふっさっ子の広場」】

活動日 5月13日～平成25年3月までの月2回・日曜午後3時

対象 高校生以上の方（市外の方も歓迎です）

場所 公民館本館ほか

時間 原則として午前10時～午後3時

問合せ 公民館事務所 ☎ 552-2118

※登録費用・参加費無料 詳細は市ホームページ内の「ふっさっ子の広場」のページをご覧ください。

問合せ生涯学習推進課地域教育支援係 ☎ 551-1958

実施時間原則として月～金曜日の放課後(午後1時以降)※夏時間(4～9月)は午後6時まで。冬時間(10～3月)は午後5時までとなるります。

3月15日号をご覧ください。

アロマの香りに癒されながら、足裏のツボ・反射区の刺激方法、正しい呼吸方法、リンパマッサージの方法を学びながら体調改善を行なっていきます。頑張らないエクササイズなので、どなたでも参加できます。

【放課後子ども教室「ふっさっ子の広場」】

活動日 5月13日～平成25年3月までの月2回・日曜午後3時

対象 高校生以上の方（市外の方も歓迎です）

場所 公民館本館ほか

時間 原則として午前10時～午後3時

問合せ 公民館事務所 ☎ 552-2118

※登録費用・参加費無料 詳細は市ホームページ内の「ふっさっ子の広場」のページをご覧ください。

問合せ生涯学習推進課地域教育支援係 ☎ 551-1958

実施時間原則として月～金曜日の放課後(午後1時以降)※夏時間(4～9月)は午後6時まで。冬時間(10～3月)は午後5時までとなるります。

3月15日号をご覧ください。

アロマの香りに癒されながら、足裏のツボ・反射区の刺激方法、正しい呼吸方法、リンパマッサージの方法を学びながら体調改善を行なっていきます。頑張らないエクササイズなので、どなたでも参加できます。

【放課後子ども教室「ふっさっ子の広場」】

活動日 5月13日～平成25年3月までの月2回・日曜午後3時

対象 高校生以上の方（市外の方も歓迎です）

場所 公民館本館ほか

時間 原則として午前10時～午後3時

問合せ 公民館事務所 ☎ 552-2118

※登録費用・参加費無料 詳細は市ホームページ内の「ふっさっ子の広場」のページをご覧ください。

問合せ生涯学習推進課地域教育支援係 ☎ 551-1958

実施時間原則として月～金曜日の放課後(午後1時以降)※夏時間(4～9月)は午後6時まで。冬時間(10～3月)は午後5時までとなるります。

3月15日号をご覧ください。

アロマの香りに癒されながら、足裏のツボ・反射区の刺激方法、正しい呼吸方法、リンパマッサージの方法を学びながら体調改善を行なっていきます。頑張らないエクササイズなので、どなたでも参加できます。

【放課後子ども教室「ふっさっ子の広場」】

活動日 5月13日～平成25年3月までの月2回・日曜午後3時

対象 高校生以上の方（市外の方も歓迎です）

場所 公民館本館ほか

時間 原則として午前10時～午後3時

問合せ 公民館事務所 ☎ 552-2118

※登録費用・参加費無料 詳細は市ホームページ内の「ふっさっ子の広場」のページをご覧ください。

問合せ生涯学習推進課地域教育支援係 ☎ 551-1958

実施時間原則として月～金曜日の放課後(午後1時以降)※夏時間(4～9月)は午後6時まで。冬時間(10～3月)は午後5時までとなるります。

3月15日号をご覧ください。

アロマの香りに癒されながら、足裏のツボ・反射区の刺激方法、正しい呼吸方法、リンパマッサージの方法を学びながら体調改善を行なっていきます。頑張らないエクササイズなので、どなたでも参加できます。

【放課後子ども教室「ふっさっ子の広場」】

活動日 5月13日～平成25年3月までの月2回・日曜午後3時

対象 高校生以上の方（市外の方も歓迎です）

場所 公民館本館ほか

時間 原則として午前10時～午後3時

問合せ 公民館事務所 ☎ 552-2118

※登録費用・参加費無料 詳細は市ホームページ内の「ふっさっ子の広場」のページをご覧ください。

問合せ生涯学習推進課地域教育支援係 ☎ 551-1958

実施時間原則として月～金曜日の放課後(午後1時以降)※夏時間(4～9月)は午後6時まで。冬時間(10～3月)は午後5時までとなるります。

3月15日号をご覧ください。

アロマの香りに癒されながら、足裏のツボ・反射区の刺激方法、正しい呼吸方法、リンパマッサージの方法を学びながら体調改善を行なっていきます。頑張らないエクササイズなので、どなたでも参加できます。

【放課後子ども教室「ふっさっ子の広場」】

活動日 5月13日～平成25年3月までの月2回・日曜午後3時

対象 高校生以上の方（市外の方も歓迎です）

場所 公民館本館ほか

時間 原則として午前10時～午後3時

問合せ 公民館事務所 ☎ 552-2118

※登録費用・参加費無料 詳細は市ホームページ内の「ふっさっ子の広場」のページをご覧ください。

問合せ生涯学習推進課地域教育支援係 ☎ 551-1958

実施時間原則として月～金曜日の放課後(午後1時以降)※夏時間(4～9月)は午後6時まで。冬時間(10～3月)は午後5時までとなるります。

3月15日号をご覧ください。

アロマの香りに癒されながら、足裏のツボ・反射区の刺激方法、正しい呼吸方法、リンパマッサージの方法を学びながら体調改善を行なっていきます。頑張らないエクササイズなので、どなたでも参加できます。

【放課後子ども教室「ふっさっ子の広場」】

活動日 5月13日～平成25年3月までの月2回・日曜午後3時

対象 高校生以上の方（市外の方も歓迎です）

場所 公民館本館ほか

時間 原則として午前10時～午後3時

問合せ 公民館事務所 ☎ 552-2118

※登録費用・参加費無料 詳細は市ホームページ内の「ふっさっ子の広場」のページをご覧ください。

問合せ生涯学習推進課地域教育支援係 ☎ 551-1958

実施時間原則として月～金曜日の放課後(午後1時以降)※夏時間(4～9月)は午後6時まで。冬時間(10～3月)は午後5時までとなるります。

3月15日号をご覧ください。